

# 公立大学法人熊本県立大学職務発明等取扱規程

平成18年4月1日  
熊本大規程第38号

## 目次

- 第1章 総則
- 第2章 届出及び帰属の決定
- 第3章 補償金
- 第4章 発明審査委員会
- 第5章 雑則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、公立大学法人熊本県立大学職員就業規則第51条及び公立大学法人熊本県立大学非常勤職員就業規則第62条の規定に基づき、公立大学法人熊本県立大学（以下「法人」という。）の職員が行った発明等の取扱いについて規定し、その発明者としての権利を保障し、発明等及び研究の意欲の向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語は、次の定義によるものとする。

- (1) 「発明等」とは、次に掲げるものをいう。
  - イ 特許権の対象となるものについては発明
  - ロ 実用新案権の対象となるものについては考案
  - ハ 意匠権、回路配置利用権並びにプログラム及びデータベースの著作物の著作権の対象となるものについては創作
  - ニ 品種登録に係る権利の対象となるものについては育成
  - ホ 商標権の対象となるものについては採択
  - ヘ ノウハウを対象とするものについては案出
- (2) 「職務発明等」とは、職員が行った発明等であって、その内容が法人の所掌する業務の範囲に属し、かつその発明等をするに至った行為が法人における職員の現在又は過去の職務に属するものをいう。
- (3) 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。
  - イ 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権、商標法(昭和34年法律第127号)に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権

ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける権利

ハ 著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第10号の2のプログラムの著作物及び第10号の3のデータベースの著作物に係る著作権法第21条から第28条に規定する著作権

ニ イ、ロ又はハに掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ財産的価値のあるもの(以下「ノウハウ」という。)を使用する権利

(4) 「職員」とは、法人の職員(非常勤職員を含む。)をいう。

(5) 「発明者」とは、発明等をした職員又は発明等が共同でなされた場合においてこれを代表する職員をいう。

(6) 「出願等」とは、特許出願等の知的財産権に関し法令で定められた権利保護のために必要な所定の手続をいう。

(7) 知的財産権の「実施」とは、次に掲げるものをいう。

イ 特許法第2条第3項に定める行為

ロ 実用新案法第2条第3項に定める行為

ハ 意匠法第2条第3項に定める行為

ニ 商標権法第2条第3項に定める行為

ホ 半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為

ヘ 種苗法第2条第4項に定める行為

ト 著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為

チ ノウハウの使用

(権利の帰属)

第3条 法人は、職務発明等に係る知的財産権を承継し、これを所有するものとする。ただし、法人が特別の事情があると認めるときは、発明者に当該知的財産権の全部又は一部を帰属させることができる。

2 発明者が法人外の個人又は団体と共同して職務発明等をしたときは、当該発明者の職務発明等に係る持分の承継は前項の規定による。

## 第2章 届出及び帰属の決定

(届出及び受理)

第4条 発明者は、発明等を行ったときは、発明等届出書(別記様式第1号)により、理事長に速やかに届け出なければならない。この場合において、共同研究に伴い発明等を行ったときは、研究代表者が届け出るものとする。

2 理事長は、前項の届出があったときは、速やかに当該発明者に届出を受理した旨を通知するものとする。

(発明等の審議)

第5条 理事長は、前条の規定による届出があったときは、第14条で規定する委員会に対し、発明等に関する必要な事項を諮問し、その審査結果に基づき、職務発明の該当の当否、法人が承継するか否か、及び法人が承継する知的財産権の持分割合について速やかに決定するものとする。

2 理事長は、前項の規定により、当該発明等に関する決定を行ったときは、当該発明者に通知するものとする。

(異議申立て)

第6条 前条第2項の通知を受けた発明者は、同条第1項の決定に異議があるときは、通知を受けた日から2週間以内に理事長に対し、書面により異議を申し立てることができる。

2 理事長は、異議申立てがあったときは、委員会の意見を徴した上で、異議申立ての当否を決定する。

3 理事長が前項の決定をしたときは、当該発明者及び委員会に理由を付して通知するものとする。

4 異議申立てを行った発明者は、第2項の決定に対し再度異議申立てを行うことはできない。

(任意譲渡)

第7条 発明者からの届出による発明等について、理事長が職務発明等に該当しないと決定した場合であっても、発明者から理事長に対し、知的財産権を法人に譲渡する旨申し出があったときは、理事長は、委員会の意見を徴した上で、知的財産権を承継するか否かについて決定する。

2 発明者から法人に対し、発明者が従前から所有している知的財産権を法人に譲渡する旨申し出があったときは、前項の例によるものとする。

3 理事長は、前2項の規定により、知的財産権の承継について決定を行ったときは、当該発明者に通知するものとする。

(譲渡証書の提出)

第8条 第5条第1項又は第7条第1項若しくは第2項の規定により、理事長が知的財産権を承継すると決定したときは、発明者は、譲渡証書(別記様式第2号)を理事長に提出しなければならない。

(制限行為)

第9条 発明者は、理事長が当該発明者の発明等について職務発明等でないと決定し、又は当該発明等に係る知的財産権を法人が承継しないと決定した後でなければ、出願等を行い、又は当該知的財産権を第三者に譲渡し、若しくは実施させてはならない。

### 第3章 補償金

#### (登録補償金)

第10条 理事長は、出願等を行った当該知的財産権が登録されたときは、当該知的財産権に係る発明者に対し、権利1件につき1万円の登録補償金を支払うものとする。但し、考案及び意匠にかかるものは、7千円とする。

#### (実施・譲渡補償金)

第11条 理事長は、知的財産権の実施若しくは譲渡又はそのための情報開示により収入を得たときは、当該発明者に対し、毎年1月1日から12月31日までの期間の収入額から必要経費を控除した額の50%について、実施補償金及び譲渡補償金を支払うものとする。

#### (共同発明者に対する補償金)

第12条 前条に規定する補償金は、当該補償金を受ける権利を有する発明者が2人以上あるときは、それぞれの持分に応じて支払うものとする。

#### (退職後等の補償)

第13条 第10条に規定する補償金を受ける権利は、当該権利に係る発明者が法人の職員等でなくなった後も存続する。

2 前項の権利を有する発明者が死亡したときは、当該権利はその相続人が承継する。

### 第4章 発明審査委員会

#### (設置)

第14条 法人は、職務発明等に関する事項を審議するため、発明審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

#### (審議事項)

第15条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 当該発明等が職務発明等に該当するか否か。
- (2) 当該発明等を法人が承継するか否か。
- (3) 法人が承継する知的財産の持分割合
- (4) 当該発明等の特許等を出願しうる要件を具備しているか否か
- (5) その他職務発明等に関する事

2 委員会は、議事録を作成するとともに、審議結果を理事長に答申するものとする。

#### (組織)

第16条 委員会は、次の号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 各学部ごとに教員1人
- 2 前項第1号に規定する委員が、やむを得ない理由により出席できないとき、委員長の承諾により他の教員が代理出席できる。

#### (任期等)

第 17 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。ただし、連続して 2 期を超えて再任されることはできない。

(委員長等)

第 18 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長が事故や出張にもかかわらず、緊急に会議を開催する必要がある場合は、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

4 委員長以外の委員が、やむを得ない理由により出席できないとき、委員長の承諾により他の教員が代理出席できる。

(会議)

第 19 条 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議長が必要と認めるときは、委員会の議を経て、委員会以外の者に会議への出席を求め、審議事項について説明又は意見を聴くことができる。

## 第 5 章 雑則

(外国出願の取扱い)

第 20 条 この規程は、外国の知的財産権を対象とする発明等について準用する。

(庶務)

第 21 条 発明等の取扱い等に関する庶務は、学術情報メディアセンターにおいて処理する。

(補則)

第 22 条 この規程に定めるもののほか、発明等の取扱い等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成 18 年 4 月 1 日熊県大規程第 38 号)

1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 熊本県立大学発明等取扱規程 (平成 13 年 10 月 15 日) は廃止する。

3 熊本県立大学発明委員会規程 (平成 13 年 10 月 15 日) は廃止する。

附 則 (平成 26 年 4 月 1 日熊県大規程第 1 号)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 29 日熊県大規程第 42 号)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 6 月 5 日熊県大規程第 61 号)

この規程は、令和 2 年 6 月 8 日から施行する。

## 発 明 届 出 書

令和 年 月 日

公立大学法人熊本県立大学 理事長 様

（代表者）

所属・職

氏名

印

（学内共同研究者）

所属・職

氏名

印

下記の発明を行ったので、公立大学法人熊本県立大学職務発明等取扱規程に基づき、届け出ます。

### 記

#### 1 発明の名称

添付書類（該当する番号を○で囲む。）

- (1) 発明内容説明書
- (2) 発明に要した経費内訳書
- (3) 民間機関等との共同研究の発明に係る持分申立書
- (4) その他参考となる書類

#### 2 学外共同研究者の所属、職、氏名

#### 3 その他

譲 渡 証 書

令和 年 月 日

(譲受人)

公立大学法人熊本県立大学 理事長 様

(譲渡人)

所属

職

氏名

印

下記の発明(考案)に関する特許(実用新案登録)を受ける権利を公立大学法人熊本県立大学に譲渡したことに相違ありません。

記

発明(考案)の名称

外国特許出願調書

発明の名称			(2)外国出願する理由
発明者氏名 (所属・職)		国内特許 (実用新案) 出願人	
国内出願 年月日		出願番号	(3)本発明の実施の可能性及び実施上の問題点
外国出願 希望国名			
(1)発明の内容			(4)応用、改良発明である場合は、その基本特許の所有国、所有者及び基本特許との関連(当該基本特許を掲載してある特許公報又は当該基本特許についての出願中の明細書及び図面の写)
			(5)出願希望国における同種の研究開発状況(会社名等)

(注)① 出願希望国ごとに別葉とすること。

② 出願国が2以上ある場合は、その優先順位を付すこと。